

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

13期

60年安保と三井三池争議の渦中、 出会った本に肩を押されて



会員 宮本 康昭 (13期)

司法研修所の前期は、わざわざ裁判官を辞めて就任した、という安倍怨所長がみんなの敬愛を集めていて、毎月の所長講話も「所長雑談」で楽しめたし、教官も吉岡進、青木英五郎、中野次雄、といった大物ぞろいで、マレーネ・ディートリヒ主演の映画「情婦」を「修習生総見」させたり、明るい雰囲気良かった。

しかし、実務修習（福岡）に入ると、一転、ある意味、疾風怒濤の時代となってしまった。

実務修習中の1960年が、いわゆる60年安保の年である。修習生たちは毎日裁判所の玄関に集まって裁判所職員の人たちと一緒にデモや集会に行った。文字通り毎日である。

東京では裁判官たちがデモに参加している、と聞いたが、福岡の裁判官でデモに行った人はいなかったと思う。その代わり修習生たちが法廷傍聴も判決起案も全部パスしてデモに明け暮れていてもまったくお咎めなしであった。

デモの中で知りあった官庁や市役所の人たちと読書サークルを作ることになって、夜は今度は読書会に出かけたりした。

「岸を、倒せ」のシュプレヒコールも空しく6月15日に安保条約が自然成立すると「安保反対」の熱気は日本中から潮が引くように引いて行ったが、福岡はちょっと違って、それから三井三池の大争議の渦の中にあった。

その争議は1959年の暮れから、福岡県の南端大牟田から一部県境を越えて熊本県に及ぶ三井三池炭鉱を舞台にするもので、総資本対総労働の闘いと言われた。第二組合が作られて親子、兄と弟が敵味方に引き裂

かれたり、スト破りに雇われた暴力団に労働者の久保明さんが七首で刺殺されたり、と実に悲惨な争議となった。私は結局行かなかったが、福岡の司法修習生の多くはスト支援の弁護士達について三井三池に出かけて行き、中には何日も泊り込んで法律相談や子どもたちの学習の手助けをする修習生もいた。

福岡の裁判所は労使双方から次々に出される仮処分と本訴への対応と、おびたしい数の逮捕者の勾留質問に、公判に、忙殺されるようになった。

私は、それまで漠然と裁判官に進むつもりでいたのだが、この60年安保と三井三池争議を経て、すっかり迷ってしまった。

裁判官はどれだけのことができるのだろうか、という迷いである。弁護士であればそうした中でもそれなりの実践ができるが、裁判官は、何をすることもできず、国家権力の意思としての、いまある法律を自分の真意に反しても適用して、既成の秩序の維持者の役にまわるだけのことではないのか。

その時に私は渡辺洋三先生に出会った。先生の「法社会学と法解釈学」という本に出会ったのだが、そこには「法の解釈とは、何を法たらしめるべきであるかを主張する実践的行為なのである」「問われているのは、実は、実定法がどうなっているかということではなく、あなたが実定法についてどう解釈するか、ということなのである」と、まるで裁判官でも大丈夫やれるんだぞ、と私の肩を押すように書かれていた。

私は裁判官になることを決めた。そしてついでに、この本を福岡の裁判所の中に持ち込んで修習生と若手の裁判官もふくめた輪読会を作ったのであった。